

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月六日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 中新田入間川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
先まで	狭山市大字東三ツ木字下ノ沢 六〇番二地先から同市大字東 三ツ木字下ノ沢六〇番五〇地	区 間
	九・〇七〇一六・三九	敷地の幅員 (メートル)
	三一・八五	延長 (メートル)
		備 考